

地域密着型通所介護の創設に伴う堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(1)趣旨

介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正により、居宅サービスに位置付けられている通所介護のうち、定員18人以下の小規模な通所介護については、平成28年4月1日から地域密着型サービスに位置付けられることとなります。

なお、介護保険サービスの運営基準については、市の条例で定めることとなっていますが、本市においては指定居宅サービス及び指定地域密着型サービスの運営基準は、厚生労働省令である「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を引用し条例を制定しているため、厚生労働省令の一部改正に伴う条例の一部改正を行うものです。

(2)改正の内容

○堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

本条例第11条において地域密着型サービスの書類の保存年限について本市独自の基準を規定しており、この条文に地域密着型通所介護も適用されるよう所要の改正を行います。

その他の地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令を引用します。

第11条の規定の内容

サービス提供記録の保存年限

厚生労働省令 完結の日から2年間保存

↓

本市独自基準 サービスを提供した日から5年間